

副業人材を 雇用することにより、 社内の課題を解決してみませんか？

産業雇用安定センターは、労働者の職業選択の幅を広げ、
多様なキャリア形成を支援する観点から、「**ビジネス人材雇用型副業情報提供事業**」に取り組んでいます。



ビジネス人材 雇用型副業とは？

企業に在職している労働者が自身の技術・知識・経験の活用やキャリアアップ等を目的として副業を希望する場合に、
副業人材として雇用することをお考えの企業の求人情報を提供します。

人材で悩んでいませんか？

求人を出しても
なかなか
採用できない

必要な
スキルを持った
人材がない

急な
新規の大量受注に
困っている

特定の分野に
強い人材が
欲しい

社員の
能力開発を
してもらいたい

生産性の
向上に
つなげたい

そんな貴社に!!!

メリット

人材の確保

社内での
新規事業創出や
イノベーション促進

社外からの
客観的な
視点の確保

自社で活用できる
他業種の
知見・スキルの習得

他業種の
ノウハウを活かした
生産性向上

相談・利用は
無料!

副業人材の雇用をお考えの場合は以下のお問合せ先まで



03-5358-7421

受付時間
平日 9:00~17:00

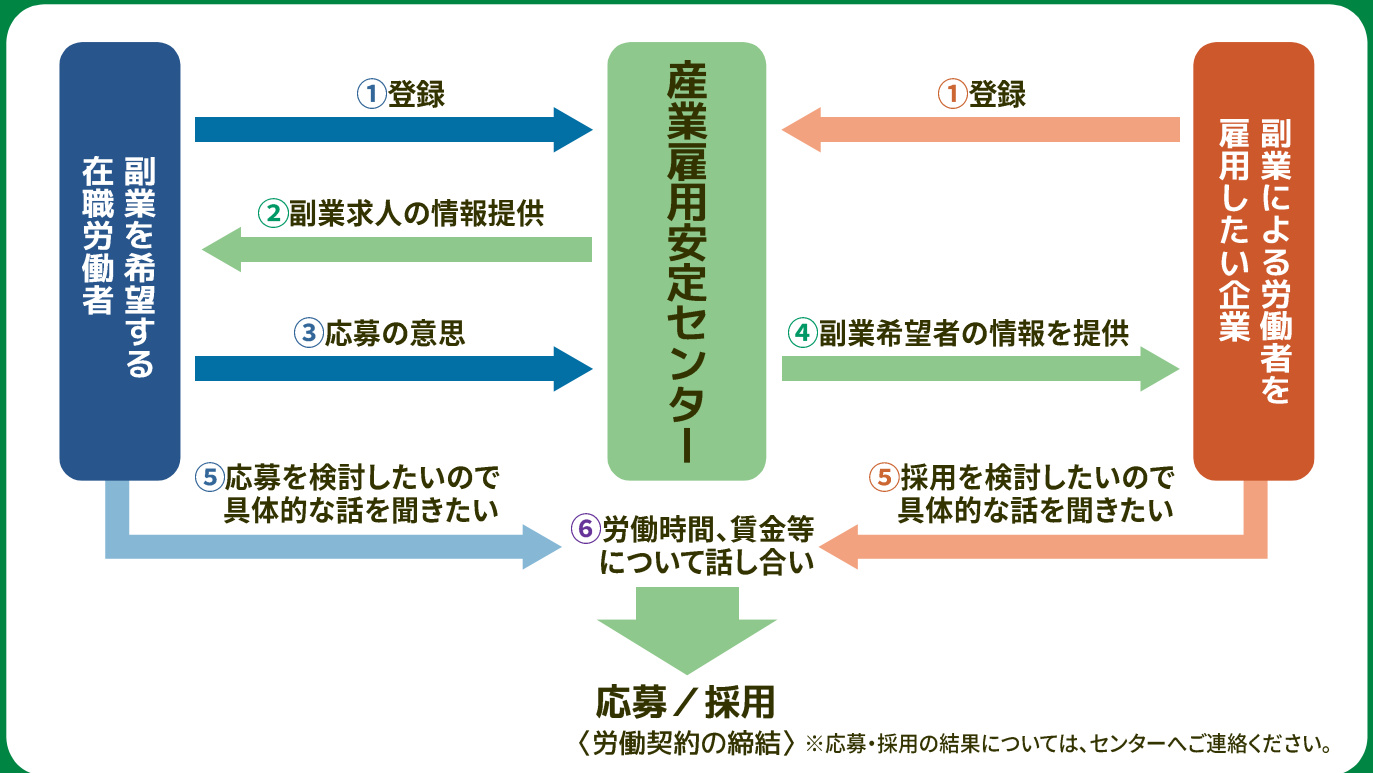


<https://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用



ビジネス人材雇用型副業情報提供のプロセス



ビジネス人材雇用型副業にあたって

- センターは、雇用されている在職労働者が、他の企業でも雇用された上で副業として働くことを希望する場合に、副業求人企業の情報を提供します。
- また、センターは、副業求人企業に対して、副業を希望する在職労働者の情報をご本人の希望により提供します。
- 副業を希望する在職労働者から、副業求人企業に直接、応募や問い合わせがありますのでご注意ください。
- 具体的な労働時間、賃金、社会保険等の取扱いについては、副業を希望する在職労働者と副業求人企業との間で、直接ご相談していただくこととなります。
- 副業として雇用する場合には、新たに労働契約を締結する必要があります。
- 副業労働者の労働時間管理は、現在就業中の企業の労働時間と、副業として雇用する企業での労働時間を通算して管理する必要があります。
- 適切な労働時間管理を行うに当たっては、以下の厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等をご参照ください。

厚生労働省による副業・兼業の労働時間管理等の資料は
こちらをご参照ください。

副業・兼業 厚生労働省



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



- ✓ 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」
 - ✓ 『「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット(わかりやすい解説)』
 - ✓ 「副業・兼業の場合における簡便な労働時間管理のポイント」(労使双方の負担を軽減する「管理モデル」)
 - ✓ 「副業・兼業における労働時間の通算について」(簡便な労働管理時間管理の方法「管理モデル」)
- などが掲載されています。